

# 緑丘小学校 教職員のスマホ等の扱いのきまり

北海道教育委員会の通達に基づき、わいせつ行為など不祥事を未然に防ぎ、児童の安全を確保するため、本校では、次のような厳格な校内規定を定めています。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 教職員と児童、保護者との連絡手段のルール

### 基本原則



**教職員と児童の「私的な連絡」は一切禁止します**

業務外での個人的な電話、メール、SNS 等でのやり取りは行いません



**保護者の皆様との連絡も同様です**

教職員と保護者での私的な連絡も、児童との連絡と同様に禁止されています

### 具体的なルール



**連絡先の交換は「学校業務上、必要な場合」のみ**

必ず管理職の許可を得て、目的と範囲を明確にした上で連絡先を交換します

**不要になった連絡先は「直ちに削除」**

## 教職員の私物端末・スマホ等の取扱いルール

### 私物端末の持込と撮影のルール



#### 原則持込禁止

教職員はスマホ等を児童の活動場所に持ち込むことは原則できません



#### 例外的な持込には校長の許可が必要

校外学習での安全確保、緊急時など特別な理由がある場合のみ許可されます



#### 私物端末での児童の撮影は一切禁止

教育目的で、真に必要な場合に限り、必ず学校のカメラ等を使用します

### データ保管のルール



#### 安全な共有フォルダで一元管理

撮影後、安全なフォルダに直ちに移動し、コピーは行いません



#### 撮影機器のデータは完全に削除を確認

管理職を含む複数人の職員で、カメラ等にデータが残っていないことを徹底して確認します



#### 外部へのデータの持ち出し厳しく制限

学校外でデータを使用する場合は、必ず校長の許可を得る必要があります